

3. 国営農業農村整備事業

国営事業対策室

| | | | | |
|-------|--|----------------|---------------|--------------|
| 補助事業名 | 国営施設応急対策事業 | | | |
| 事業主体 | 国 営 | | | |
| 事業内容 | <p>国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、原因の特定が困難な不測の事態が発生した場合に次に掲げる事業等が実施できる。</p> <p>1. 原因究明等調査(国費 10/10) 発生原因の究明調査、機能保全計画等作成済み施設の長寿命化計画の作成、大規模地震が発生した際に人命・財産等への影響が大きいなどの施設における耐震性の点検・調査、対策工法の検討及び土地改良事業計画の策定</p> <p>2. 応急対策 不測の事態が発生した施設に対し、最小限必要な範囲で応急対策を実施</p> <p>3. 対策事業 土地改良事業計画に基づき、施設の更新又は補修、補強を実施</p> | | | |
| 採択要件 | <p>1. 国営土地改良事業で造成された農業用排水施設であること。</p> <p>2. 施行令第49条第1項第4号以外の申請の場合 (施行令第50条の2の2：土地改良区申請) 1)農業用排水施設の末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積)が、おおむね500ha(畑にかかるものにあつては100ha)以上。 (重要度・緊急性の高い施設にあつては末端支配面積おおむね100ha以上)</p> <p>3. 施行令第49条第1項第4号での申請の場合 (法第85条第1項：3条資格者申請) (法第85条の2第1項：市町村申請) (法第85条の3第6項：土地改良区申請で関連施行事業を併せ申請) 1)農業用排水施設の末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積)が、おおむね500ha(田以外の農用地を受益とするものにあつては100ha)以上。 2)当該施設の整備を行った国営土地改良事業の施行地域内であるものとし、以下の基準を満たすものであること。 (1) 通水量等がおおむね0.5m³/S(重要度及び緊急性の高い施設の整備にあつては、おおむね0.1m³/s、田以外は受益地100ha当たり、おおむね0.03m³/s)を超えるもの又は相当の能力を有するものに係る事業であること。 (2) おおむね150kpa以上の水圧を必要とする末端給水栓を含む配水系パイプラインに用水を供給する施設又は軟弱地盤等に立地する施設に係る事業であること。</p> <p>4. 農業水利制御システムの整備は2により実施する農業用排水施設整備と併せ行う場合のみ。</p> <p>5. 総事業費が20,000千円以上。</p> | | | |
| 実施要綱 | 国営かんがい排水事業実施要綱 | | | |
| 実施要領 | 国営かんがい排水事業実施要領 | | | |
| 交付要綱 | — | | | |
| 補助率 | 区分 | 国 | 県 | その他 |
| | 内地(応急対策・対策事業) | 10/15 (66.66%) | 4/15 (26.67%) | 1/15 (6.67%) |
| | 離島 | 75 | 未 | 未 |
| 適用 | <p>対策事業の採択期間：平成24年度～令和3年度(注：原因究明等調査及び応急対策の実施は令和3年度まで)</p> <p>農業水利制御システム整備に係る末端支配面積が、おおむね100ha(畑にかかるものにあつては20ha)未満の場合、国庫補助率は50%、県・その他は未定。</p> | | | |

| | | | | |
|-------|--|------------|-------|------|
| 補助事業名 | 国営緊急農地再編整備事業 | | | |
| 事業主体 | 国 営 | | | |
| 事業内容 | 市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地を対象として、次に掲げる事業が実施できる。 1. 「基幹事業」 ……区画整理 2. 「併せ行う事業」……農業用排水施設、農業用道路、農用地保全 客土、暗渠排水(土壌改良、心土破砕、除礫含む) | | | |
| 採択要件 | 1. 事業対象地域で「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(H24.12.26 付け 24 農振第 1168 号局長通知)が実施されていること。 2. 「広域産地収益力向上基盤整備基本構想」が市町村で策定され、かつ広域整備基本構想において土地改良長期計画(平成 28 年 8 月 24 日閣議決定)に定める成果目標等の達成が見込まれること。 3. 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積の合計がおおむね400ha 以上でかつ、当該基幹事業にかかる受益面積の合計がおおむね200ha 以上。 4. 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積に占める耕作放棄地および、耕作放棄地となる恐れのある農地の合計面積の割合が 10%以上であること。 5. 農村振興局長が定める「担い手農地利用集積計画」における目標年度までに、受益面積に占める「※1 担い手」への「※2 農地利用集積率」が次ぎのとおり増加することが確実に見込まれること。 (1) 担い手農地利用集積率が、H24 年度以降の時点を基準として、40%ポイント以上増加し、60%以上となること。 (2) 担い手農地利用集積率が 80%以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が 20ha 以上となること。 6. 「併せ行う事業」は、次の要件をすべて満たすこと。 (1) 基幹事業と受益地が錯そう又は隣接していること。 (2) 基幹事業と併せ行うことにより、当該事業の効果が高められ、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と耕作放棄地の解消又は発生防止による農地の保全に寄与することが明らかであること。 「※1 担い手」……農村振興局長が定める基準を満たす農業者又は、農業者の組織する団体 「※2 農地利用集積率」……農村振興局長が定める経営等農地面積の割合 | | | |
| 実施要綱 | 国営緊急農地再編整備事業実施要綱 | | | |
| 実施要領 | 国営緊急農地再編整備事業実施要領 | | | |
| 交付要綱 | — | | | |
| 補助率 | 区分 | 国 | 県 | その他 |
| | 内地 | 2/3(66.6%) | 25.2% | 8.2% |
| | 内地(事業内容のうち農業用道路の新設・変更) | 50 | 未 | 未 |
| 適用 | | | | |